

山ノ内町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 3 年 3 月策定

令和 4 年 4 月改定

令和 5 年 5 月改定

令和 6 年 4 月改定

令和 7 年 4 月改定

1 策定の目的

山ノ内町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、住宅（マンションは除く。）の耐震化を強力に推進することを目的に、山ノ内町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）を策定します。

2 位置付け

アクションプログラムは、山ノ内町耐震改修促進計画（第 2 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」）に基づき作成する。

3 対象地域

アクションプログラムの対象範囲は、山ノ内町全域とする。

4 対象建築物

建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より前に新築工事に着手した個人の木造戸建住宅とする。

5 実施期間

山ノ内町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）の計画期末である令和 7 年度までとする。

6 取組内容

（１）住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・対象の住宅所有者に対して、町広報誌等により住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

（２）耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・町の耐震診断事業において、耐震診断を実施した住宅所有者に対し耐震化の意識啓発及び補助制度、特例税制度の情報提供を行う。
- ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、耐震化の意識啓発及び補助制度の情報提供を行う。

（３）改修事業者の技術力向上等

- ・県及び関係団体等が実施する耐震改修事業者向けの講習会に対し、積極的な参

加を呼びかけ、改修事業者の技術力向上に努めるとともに耐震改修事業者リストを公表する。

(4) 広く一般に対して耐震化の必要性に係わる取組

・住宅の耐震化広報を行う。

7 実施目標

【令和7年度の目標】

(1) 木造住宅耐震診断 3件

(2) 木造住宅耐震改修工事 3件

8 近年の実績

(1) 取組内容(1)に基づく事業として、4月に固定資産税納税通知書に木造住宅所有者向けの耐震診断・改修のお知らせを同封しました。

(2) 取組内容(2)に基づく事業として、耐震診断を行った住宅所有者に耐震診断結果とともに補助制度の情報提供を行いました。

(3) 取組内容(3)に基づく事業として、町の耐震改修促進事業のページに耐震改修事業者リストの公表を行いました。

(4) 取組内容(4)に基づく事業として、町ホームページにて住宅の耐震化、それに伴う町及び県等の幅広い補助情報を掲載しました。

(4) 木造住宅耐震診断及び改修工事实績

年度	H28～R1	R2	R3	R4	R5	R6
木造住宅耐震診断	20件	1件	3件	0件	8件	10件
木造耐震改修工事	0件	0件	1件	0件	0件	1件

9 実績の公表

本アクションプログラムに基づく取組内容の実績は、年度ごとに町ホームページに掲載して公表する。